をいう。以下同じ。）に従って特定取組（3の㈡の(1)に規定する特定取組をいう。）を実施するために必要な資金（以下「取組資金」という。）の出資又は施設若しくは設備（3の㈣の(5)の規定により譲り受けたものに限る。）の現物出資を行うこと。（第四七条第一項第一三号関係）

(4)　選定事業者が取組資金を調達するために発行する劣後特約付社債の取得又は選定事業者に対する劣後特約付金銭消費貸借による取組資金の貸付けを行うこと。（第四七条第一項第一四号関係）

(5)　選定事業者が取組資金を調達するために発行する社債又は取組資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。（第四七条第一項第一五号関係）

(6)　取組資金の貸付けを行う金融機関に対し、利子補給金を支給すること。（第四七条第一項第一六号関係）

㈡　出資等業務基準

(1)　機構は、㈠の(2)から(5)までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務を行う場合には、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならないものとすることとした。（第四八条第一項関係）

(2)　経済産業大臣は、(1)の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとすることとした。（第四八条第二項関係）

3

㈠　指定高速情報処理用半導体の指定等

指定

経済産業大臣は、政令で定める種類ごとに次の(1)及び(2)のいずれにも該当する半導体を指定することができるものとすることとした。

(1)　極めて大量の情報を極めて高速度で処理することを可能とする半導体であって、情報処理の高度化のために特に必要なものであること。

(2)　我が国においてその半導体の生産及び供給が安定的に行われておらず、かつ、行われないおそれがある状況にあること。（第六一条第一項関係）

㈡　公募の実施に関する指針

(1)　経済産業大臣は、㈠の規定による指定をしたときは、その指定を受けた半導体（以下「指定高速情報処理用半導体」という。）の生産施設の設置並びに指定高速情報処理用半導体の試作及び需要の開拓その他の指定高速情報処理用半導体の生産を安定的に行うために必要な取組（以下「特定取組」という。）を最も適切に実施することができると認められる者を公募により選定するために、公募の実施に関する指針（以下単に「指針」という。）を定めるものとすることとした。（第六三条第一項関係）

(2)　指針には、次に掲げる事項を定めるものとすることとした。

イ　公募の対象とする指定高速情報処理用半導体（以下「公募対象半導体」という。）

ロ　公募対象半導体の生産の開始に係る目標

ハ　公募の参加者の資格に関する基準

ニ　公募対象半導体に係る特定取組に関する事項

ホ　公募対象半導体に係る特定取組を実施するために必要な国、地方公共団体その他の関係者との連携並びにその特定取組の実施による我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化への寄与に関する事項

ヘ　公募を開始する日及び公募の期間

ト　選定事業者（特定取組を最も適切に実施することができると認められる者として公募により選定された者をいう。以下同じ。）を選定するための評価の基準

チ　イからトまでに掲げるもののほか、公募の実施に関する事項その他必要な事項（第六三条第二項関係）

㈢　実施計画の提出

(1)　公募に応じて選定事業者となろうとする者は、特定取組の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、経済産業大臣に提出しなければならないものとすることとした。（第六四条第一項関係）

(2)　実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとすることとした。

イ　特定取組の内容及び実施期間

ロ　特定取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法（2の㈠の(3)の規定による施設又は設備の現物出資を受けようとする場合にあっては、その旨及び当該施設又は設備を所有し、又は所有することが見込まれる国立研究開発法人であって㈣の(4)の政令で定めるものの名称その他当該施設又は設備に関する事項を含む。）

ハ　公募対象半導体の生産の目標及び実施体制

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、特定取組の実施に関し必要な事項（第六四条第二項関係）

㈣　選定事業者の選定等

(1)　経済産業大臣は、㈢の(1)の規定により公募に応じて選定事業者となろうとする者から実施計画が提出されたときは、当該実施計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査するものとすることとした。

イ　当該実施計画に係る特定取組が指針に照らし適切なものであること。

ロ　当該実施計画を提出した者が公募対象半導体の生産を行うに足りる技術的な基礎を有すること。

ハ　当該実施計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。（第六五条第一項関係）

(2)　経済産業大臣は、(1)の規定により審査した結果、実施計画が(1)のイからハまでに掲げる基準に適合していると認められるときは、㈡の(2)のトに掲げる評価の基準に従って、その適合していると認められた全ての実施計画について評価を行うものとすることとした。（第六五条第二項関係）

(3)　経済産業大臣は、(2)の評価に従い、公募対象半導体に係る特定取組を最も適切に実施することができると認められる者を選定事業者として選定するものとすることとした。（第六五条第三項関係）

(4)　機構は、国立研究開発法人であって指定高速情報処理用半導体に係る施設又は設備を所有し、又は所有することが見込まれるものとして政令で定めるものに対し、2の㈠の(3)の規定による現物出資を行うため、当該施設又は設備の譲渡を求めることができるものとすることとした。（第六八条第一項関係）

(5)　(4)の政令で定める国立研究開発法人は、(4)の規定による求めがあったときは、機構に対し、(4)の施設又は設備を無償で譲渡することができるものとすることとした。（第六八条第二項関係）

4

㈠　先端半導体・人工知能関連技術債

政府は、令和七年度から令和一二年度までの各年度に限り、財政法第四条第一項の規定にかかわらず、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築に資するものとして講ずる先端的な半導体の性能の向上及びその安定的な生産の確保並びに先端的な電子計算機の導入その他の人工知能関連技術（官民データ活用推進基本法第二条第二項に規定する人工知能関連技術をいう。以下同じ。）の利用の促進に関する施策で経済産業大臣が行うものに関する次に掲げる財政上の措置に要する費用の財源については、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、エネルギー対策特別会計の負担において、公債を発行することができるものとすることとした。

(1)　選定事業者が選定実施計画に従って実施する特定取組に関する措置